

議案第57号

天理市都市公園条例の一部改正について

天理市都市公園条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市都市公園条例の一部を改正する条例

天理市都市公園条例（昭和45年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「10平方メートル」の次に「（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加え、同条第2項中「5平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第1条の7の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第1条の8 都市公園に公園施設として設けられる運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

第7条の2第1号中「占用物件の模様替えで、当該」を「当該」に改め、「外観又は」を削る。

第9条を次のように改める。

（占用料）

第9条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、別表第1に定める占用料を納付しなければならない。

第9条の2及び第9条の3を削り、第10条から第14条までを次のように改める。

（占用料の納付等）

第10条 占用料は、占用許可書交付の際納付しなければならない。ただし、その際納付することが困難と認めるときは、占用許可書交付の日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占用期間が1年以上のものについては各会計年度ごとに徴収するものとし、占有者は、当該会計年度分をその年度の初めの日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、会計年度ごとに期日を定めて2回以上の分納を許可することができる。

(占用料の減免)

第11条 占用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため占用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として占用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(占用料の還付)

第12条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 占有者の責めに帰することのできない理由によって占有することができないとき。

(2) 公益上又は市の都合により占有の許可を取り消すとき。

(3) 占有者が占有開始前に占有の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(連帯保証人及び保証金等)

第13条 市長は、必要に応じて、公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占有の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保

を徴することができる。

(運動施設)

第14条 運動施設は、別表第2のとおりとする。

2 運動施設の管理に関する事項については、この条例の定めるもののほか、天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）に定めるところによる。

第15条及び第16条を削る。

第17条第1項中「又は指定管理者」を削り、同項第4号中「又は第11条各号」を削り、同条を第15条とする。

第17条の2を第16条とし、第17条の3第1項第2号中「第17条の6」を「第20条」に改め、同条を第17条とする。

第19条を第22条とし、第18条第7号中「前条」を「第15条」に改め、同条を第21条とし、第17条の6を第20条とし、第17条の5を第19条とし、第17条の4を第18条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

都市公園の占用料

区分	単位	占用料金
電柱、その他柱類、公衆電話所、郵便差出箱、地下埋設物 その他工作物		天理市道路占用料に関する条例（昭和29年9月天理市条例第51号）に定める額
その他の占用の場合	1年	評価額に100分の4を乗じた額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料の基準となる評価額は、市長が定める当該土地の評価額を当該土地の全面積で除して得た額に占用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。 2 占用面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その端数面積を切り上げて計算する。 3 占用料金が100円未満の場合は、100円とし、占用料金に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げる。 4 その他の占用の場合の占用期間が1年に満たないときは、月割計算した額とし、占用期間が1月に満たないとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、日割計算した額とする。 5 その他の占用の場合で、占用期間が1月に満たないときの占用料金は、この表の規定により算定した占用料金に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加算した額とする。 		

別表第2（第14条関係）

運動施設

都市公園名	運動施設の名称
天理市長柄運動公園	奈良県天理健民運動場
	天理市立庭球場
	天理市立総合体育館
天理ダム風致公園	天理市天理ダム運動場

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の4の改正規定、第1条の7の次に1条を加える改正規定及び第7条の2第1号の改正規定は、公布の日から施行する。